

17. 特定疾患・小児慢性特定疾患・育成医療の医療給付の概要 (その3)

実施主体：群馬県

育 成 医 療																	
目的	<p>身体に障害のある児童に対し、当該障害を除去又は軽減し生活能力を得るために必要な医療を給付する。</p> <p>※社会保険各法との関連事項 社会保険各法と本給付との関係は、本人が社会保険各法の被扶養者である場合は、社会保険各法による医療の給付が優先すること。したがって、育成医療の給付は、いわゆる自己負担分とするものであること。</p>																
対象疾患	<p>障害区分と疾患名 (注) 疾患名の区分の参考であって、この疾患名のものなら必ず給付の対象となるわけではない</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障 害 区 分</th> <th>疾 患 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>末梢性(主に整形外科的なもの) 筋性斜頸、側湾症、漏斗胸、合指症、多指症、腰椎下垂症、先天性股関節脱臼、大腿骨頭すべり症、大腿四頭筋拘縮症、ペルテス病、偽関節症、多発性外骨腫、関節拘縮、はん痕拘縮合趾症、多趾症、外反足、内反足、尖足 中枢性(脳外科的なもの、中枢神経の障害によるもの) 脳性麻痺、分娩麻痺、髄膜瘤、水頭症(アーノルド奇形によるものなど)、脳動静脈奇形、狭頸症(クルーゼン病、アベルト病など)、脳血管腫、二分脊椎、脊椎破裂</td> </tr> <tr> <td>視覚障害</td> <td>外斜視、内斜視、眼瞼下垂、白内障、緑内障、未熟児網膜症、角膜移植</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>小耳症、外耳道閉鎖、耳垂裂</td> </tr> <tr> <td>音声・言語・そしゃく機能障害</td> <td>唇裂、口蓋裂、唇顎口蓋裂に起因する咬合異常</td> </tr> <tr> <td>心臓障害</td> <td>動脈管開存症、ファロー四徴症、大血管転位症、心室中隔欠損症、心房中隔欠損症、総肺静脈環流異常症、大動脈弁閉鎖不全症</td> </tr> <tr> <td>腎臓障害</td> <td>腎不全、水腎症</td> </tr> <tr> <td>その他の内臓障害</td> <td>先天性・後天性どちらでも可 呼吸器、膀胱、直腸及び小腸機能障害 膀胱尿管逆流症、鎖肛(閉肛)、腸閉塞症、腸回転異常症 先天性のみ可 食道閉鎖症、肥厚性幽門狭窄症、胆道閉鎖症、胆道拡張症、ヒルシュスブルグ病(先天性巨大結腸症)、尿道下裂、停留睾丸</td> </tr> </tbody> </table>	障 害 区 分	疾 患 名	肢体不自由	末梢性(主に整形外科的なもの) 筋性斜頸、側湾症、漏斗胸、合指症、多指症、腰椎下垂症、先天性股関節脱臼、大腿骨頭すべり症、大腿四頭筋拘縮症、ペルテス病、偽関節症、多発性外骨腫、関節拘縮、はん痕拘縮合趾症、多趾症、外反足、内反足、尖足 中枢性(脳外科的なもの、中枢神経の障害によるもの) 脳性麻痺、分娩麻痺、髄膜瘤、水頭症(アーノルド奇形によるものなど)、脳動静脈奇形、狭頸症(クルーゼン病、アベルト病など)、脳血管腫、二分脊椎、脊椎破裂	視覚障害	外斜視、内斜視、眼瞼下垂、白内障、緑内障、未熟児網膜症、角膜移植	聴覚障害	小耳症、外耳道閉鎖、耳垂裂	音声・言語・そしゃく機能障害	唇裂、口蓋裂、唇顎口蓋裂に起因する咬合異常	心臓障害	動脈管開存症、ファロー四徴症、大血管転位症、心室中隔欠損症、心房中隔欠損症、総肺静脈環流異常症、大動脈弁閉鎖不全症	腎臓障害	腎不全、水腎症	その他の内臓障害	先天性・後天性どちらでも可 呼吸器、膀胱、直腸及び小腸機能障害 膀胱尿管逆流症、鎖肛(閉肛)、腸閉塞症、腸回転異常症 先天性のみ可 食道閉鎖症、肥厚性幽門狭窄症、胆道閉鎖症、胆道拡張症、ヒルシュスブルグ病(先天性巨大結腸症)、尿道下裂、停留睾丸
	障 害 区 分	疾 患 名															
	肢体不自由	末梢性(主に整形外科的なもの) 筋性斜頸、側湾症、漏斗胸、合指症、多指症、腰椎下垂症、先天性股関節脱臼、大腿骨頭すべり症、大腿四頭筋拘縮症、ペルテス病、偽関節症、多発性外骨腫、関節拘縮、はん痕拘縮合趾症、多趾症、外反足、内反足、尖足 中枢性(脳外科的なもの、中枢神経の障害によるもの) 脳性麻痺、分娩麻痺、髄膜瘤、水頭症(アーノルド奇形によるものなど)、脳動静脈奇形、狭頸症(クルーゼン病、アベルト病など)、脳血管腫、二分脊椎、脊椎破裂															
	視覚障害	外斜視、内斜視、眼瞼下垂、白内障、緑内障、未熟児網膜症、角膜移植															
	聴覚障害	小耳症、外耳道閉鎖、耳垂裂															
	音声・言語・そしゃく機能障害	唇裂、口蓋裂、唇顎口蓋裂に起因する咬合異常															
	心臓障害	動脈管開存症、ファロー四徴症、大血管転位症、心室中隔欠損症、心房中隔欠損症、総肺静脈環流異常症、大動脈弁閉鎖不全症															
	腎臓障害	腎不全、水腎症															
その他の内臓障害	先天性・後天性どちらでも可 呼吸器、膀胱、直腸及び小腸機能障害 膀胱尿管逆流症、鎖肛(閉肛)、腸閉塞症、腸回転異常症 先天性のみ可 食道閉鎖症、肥厚性幽門狭窄症、胆道閉鎖症、胆道拡張症、ヒルシュスブルグ病(先天性巨大結腸症)、尿道下裂、停留睾丸																
対象者	<p>給付の対象となる児童は、身体障害者福祉法第4条の規定による別表(※次頁参照)に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患が、これを放置するきは将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すものと認められる児童であって、確実な治療効果が期待しうるものとする。</p> <p>(1) 給付の対象となる疾患を障害区分により例示すれば、次のとおりである。 ア 肢体不自由によるもの イ 視覚障害によるもの ウ 聴覚・平衡機能障害によるもの エ 音声・言語・そしゃく機能障害によるもの オ 内臓障害によるもの (心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については、先天性のものに限る) (2) 内臓障害によるものについては、手術により将来生活能力を得る見込みにあるものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみものは除く。 なお、腎臓障害に対する慢性透析療法及び小腸機能障害に対する中心静脈栄養法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。</p>																
実施機関	<p>育成医療の給付は、厚生大臣又は都道府県知事が身体障害者福祉法第19条の2第1項により指定する医療機関(指定育成医療機関)に委託して行うものとする。(児童福祉法第20条第4項) 指定育成医療機関は、厚生大臣の定めたところにより、育成医療を担当しなければならない。(児童福祉法第21条)</p>																
給付申請	<p>給付の申請は、群馬県児童福祉法施行細則第2条及び第29条に定めるところによるが、その具体的事務処理は次による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請は、給付を受ける者(本人)の親権を行う者又は後見人が、本人に代わってその居住地を管轄する保健所へ提出して行うものとする。 移送に要する費用の支給を受けようとする場合は、利用する交通機関の料金証明書を添付させること。 <p>群馬県児童福祉法施行細則 (育成医療の給付申請) 第2条 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第7条第1項の規定による育成医療の給付の申請は、育成医療給付申請書(別記様式第1号)に法第20条第4項の規定による指定育成医療機関の専門医師の発行する育成医療意見書(別記様式第2号)を添付してするものとする。 2 法第20条第3項第5号又は第6号の育成医療の給付に代わる同上第1項の費用の給付の申請は、看護料・移送費支給申請書(別記様式第3号)によるものとする。 (措置申請書に添付する書類) 第29条 省令第7条第1項、第9条第1項及び第10条第1項の規定による申請は育成医療等世帯調書(別記様式第61号)に、同令第19条第1項の規定による申請は入所施設等世帯調書(別記様式第61号の2)に必要なに応じて次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。 (以下省略)</p>																
給付の内容	<p>育成医療の給付は、次のとおりとする(児童福祉法第20条第3項)。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 診察</td> <td>(4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護</td> </tr> <tr> <td>(2) 薬剤又は治療材料の支給</td> <td>(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</td> </tr> <tr> <td>(3) 医学的処置、手術及びその他の治療</td> <td>(6) 移送</td> </tr> </table> <p>○給付は、医療券を指定医療機関に提示して受けるものとする。 ○給付は、現物給付を原則とし、やむを得ない事情がある場合のみ現物給付に代えて、その費用を支給することができる。 ○看護及び移送の給付の取扱 (1) 看護とは本人の症状が重篤で絶対安静を必要とするが、又は手術等のため医師あるいは看護婦の常時監視を要し、随時適切な処置を必要とする場合で、医療機関勤務以外の看護婦によらなければならない場合のみ給付するものとする。 (2) 付添看護料を支給しなければならない場合における取扱は、知事定める「健康保険等の規定による看護料の算定基準」による。 (3) 移送費の支給は、本人が歩行困難により必要と認められる場合に支給することとし、その額は必要とする最小限度の額とする。 なお、介護者を必要とする場合は、付添人についても支給するものとする。 ○給付期間中において、当該医療の対象疾病に直接起因する疾病を併発した場合は、その併発症の治療についても給付対象とする。</p>	(1) 診察	(4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護	(2) 薬剤又は治療材料の支給	(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護	(3) 医学的処置、手術及びその他の治療	(6) 移送										
(1) 診察	(4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護																
(2) 薬剤又は治療材料の支給	(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護																
(3) 医学的処置、手術及びその他の治療	(6) 移送																

前頁のつづき

育 成 医 療	
給付の決定・給付の額	<p>1. 保健所長は、育成医療の給付申請を受理したときは、速やかに申請書等関係書類の内容を審査し、給付するか否かを決定すること。</p> <p>2. 保健所長は、給付を承認したときは別記様式第1号により、不承認のときは別記様式第2号により医療機関に通知すること。</p> <p>3. 細則第3条により育成医療券を交付するにあたり、次の点に留意すること。</p> <p>(1) 交付する医療券は、別記様式第3号によること。</p> <p>(2) 法第56条第3項の規定による支払命令額は、これを交付する医療券の該当欄に記載すること。</p> <p>(3) 医療券の有効期間は、原則として6カ月間の範囲内とすること。なお、当該医療が医療券の有効期間を過ぎてこれを継続する必要があると認められる場合あるいは治療期間を変更する必要がある場合は、細則第4条の規定に基づき医療機関から協議を行わせ、これを承認することができるものであること。</p> <p>(4) 本人が死亡又は医療を受けることを中止した場合は、当該医療券をすみやかに返還させること。</p>
受給者証の提示	給付は、医療券を指定医療機関に提示して受けるものとする。

※身体障害者福祉法第4条の規定による別表

<p>1. 次に掲げる視覚障害で、永続するもの</p> <p>①両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう）が0.1以下のもの</p> <p>②一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの</p> <p>③両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの</p> <p>④両眼による視野が2分の1以上欠けているもの</p> <p>2. 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの</p> <p>①両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの</p> <p>②一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの</p> <p>③両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%上のもの</p> <p>④平衡機能の著しい障害</p> <p>3. 次に掲げる音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害</p> <p>①音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の喪失</p> <p>②音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で永続するもの</p> <p>4. 次に掲げる肢体不自由</p> <p>①一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの</p> <p>②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの</p> <p>③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの</p> <p>④両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>⑤一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの</p> <p>⑥1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害</p> <p>5. 心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの</p>

18. 群馬県福祉医療費補助金制度の概要

	目的・効果	対象者	実施方法	備考
乳幼児医療費補助	<p>(1) 保健医療の確保 乳児、幼児期の疾病の早期診療により障害の発生を予防し、進行を防止する。</p> <p>(2) 乳児、幼児期の健全な育成 乳児、幼児の健全な成長と保護者の医療費負担の軽減</p> <p>以上を目的として市町村が実施する乳児、幼児の医療費及び事務費の一部を補助する。</p>	<p>(1) 医療保険加入者</p> <p>(2) 各市町村区域内居住者</p> <p>(3) 乳幼児（3歳の誕生日の属する月の末日まで）</p> <p>(4) 入院医療を受ける幼児（3歳の誕生日の属する月の翌日から4歳の誕生日の属する月の末日まで）</p>	<p>(1) 保健医療機関等に福祉医療費受給資格者証を添えて提出</p> <p>(2) 医療保険自己負担及び入院時食事療養費標準負担額を現物給付（県外医療機関については償還払い）</p> <p>(3) 受給資格者証、幼児入院医療券交付</p>	<p>制度創設 昭和48年1月1日</p> <p>費用負担 県1/2 市町村1/2</p> <p>根拠 各市町村条例 群馬県福祉医療費補助金交付要領</p> <p>窓口 市町村</p>
重度心身障害者医療費補助	<p>(1) 保健医療の確保 重度心身障害者は病気にかかりやすく進行も早いため、早期診療により第2次障害を予防する。</p> <p>(2) 家族、社会と連帯感のある生活 日常の介助による家族の精神的・経済的負担の軽減など</p> <p>以上を目的として市町村が実施する重度心身障害者の医療費及び事務費の一部を補助する。</p>	<p>(1) 医療保険加入者</p> <p>(2) 各市町村区域内居住者</p> <p>(3) 70歳未満の者（70歳の誕生日が月の初日でないときは当該日の属する月の末日までの者を含む）</p> <p>(4) 下記ア～エに掲げる障害に該当する障害を有する者 ア. 特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第3の1級 イ. 国民年金法施行令別表の1級 ウ. 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級及び2級（複合する障害によるものを含む） エ. 療育手帳制度要綱により療育手帳の判定が[A]</p>	<p>(1) 保健医療機関等に福祉医療費受給資格者証を添えて提出</p> <p>(2) 医療保険自己負担分及び入院時食事療養費標準負担額を現物給付（県外医療機関については償還払い）</p> <p>(3) 受給資格者証交付（3年に一度更新）</p>	<p>制度創設 昭和48年1月1日</p> <p>費用負担 県1/2 市町村1/2</p> <p>根拠 各市町村条例 群馬県福祉医療費補助金交付要領</p> <p>窓口 市町村</p>
高齢重度障害者医療費補助	<p>(1) 保健医療の確保 高齢重度障害者の健康な生活を保持する。</p> <p>(2) 家族、社会と連帯感のある生活 日常の介助による家族の精神的・経済的負担の軽減など</p> <p>以上を目的として市町村が実施する高齢重度障害者の医療費及び事務費の一部を補助する。</p>	<p>(1) 医療保険加入者</p> <p>(2) 各市町村区域内居住者</p> <p>(3) 老人保健法第25条の規定による医療を受けられる者</p> <p>(4) 下記ア～エに掲げる障害に該当する障害を有する者 ア. 国民年金法施行令別表の1級 イ. 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級及び2級（複合する障害によるものを含む） ウ. 療育手帳制度要綱により療育手帳の判定が[A]</p>	<p>(1) 保健医療機関等に健康手帳（老人保健医療受給者証）と医療保険被保険者証を添えて提出（福祉医療費受給資格者証を添える）</p> <p>(2) 医療保険自己負担分及び入院時食事療養費標準負担額を償還払い（平成10年度中には、県内医療機関については、現物給付予定）</p> <p>(3) 受給資格者証交付（3年に一度更新）</p>	<p>制度創設 昭和48年1月1日</p> <p>費用負担 県1/2 市町村1/2</p> <p>根拠 各市町村条例 群馬県福祉医療費補助金交付要領</p> <p>窓口 市町村</p>
母子家庭等・父子家庭等医療費補助	<p>(1) 保健医療の確保 母（父）子家庭等世帯構成員は、社会的、精神的に不安定であるため健康な生活を保持し、健康管理を促進する。</p> <p>(2) 健全な育成及び生活安定 母（父）子家庭等の社会的自立及び医療費負担の軽減</p> <p>以上を目的として市町村が実施する母（父）子家庭等の医療費及び事務費の一部を補助する。</p>	<p>(1) 医療保険加入者</p> <p>(2) 各市町村区域内居住者</p> <p>(3) 母子及び寡婦福祉法第5条1項に規定する配偶者のない女子で、現に18歳未満の児童（18歳の誕生日以降、最初の3月31日（3月31日生まれの者にあつては、満18歳の誕生日）までの者を含む）を扶養している者及び当該児童</p> <p>(4) 父子家庭の父子（母子と同一要件）</p> <p>(5) 父母のいない18歳未満の児童（18歳の誕生日以降、最初の3月31日（3月31日生まれの者にあつては、満18歳の誕生日）までの者を含む）</p> <p>(6) 所得税非課税者</p>	<p>(1) 保健医療機関等に福祉医療費受給資格者証を添えて提出</p> <p>(2) 医療保険自己負担分及び入院時食事療養費標準負担額を現物給付（県外医療機関については償還払い）</p> <p>(3) 受給資格者証交付（毎年更新）</p>	<p>制度創設 昭和48年1月1日 （父子家庭は、平成8年10月1日）</p> <p>費用負担 県1/2 市町村1/2</p> <p>根拠 各市町村条例 群馬県福祉医療費補助金交付要領</p> <p>窓口 市町村</p>

19. 介護保険法の主なサービス内容 (変更の可能性あり)

要介護区分	介護に要する1日の推計時間	心身の状態例	サービス事例	上限サービス費(月額) (案)
自立	—	介護保険でのサービスの対象外	介護保険でのサービスは受けられない。	—
要支援 (社会的支援)	25分以上または30分未満 またはリハビリなどに10分	何かにつかまれば寝返りができる	機能訓練が必要で、週2回の通所リハビリが利用できる。	6万円
要介護1 (部分的介護)	30分以上50分未満	何かにつかまれば起き上がれる	入浴、排せつ、衣服の着脱などに一部介助が必要で、毎日なんらかのサービスが利用できる。	17万円
要介護2 (中等度の介護)	50分以上70分未満	何かにつかまれば歩ける	入浴、排せつ、洗顔などに一部または全介助が必要。 週3回の通所リハビリも含めて毎日サービスが利用できる。	20万円
要介護3 (重度の介護)	70分以上90分未満	歩けない。入浴に介助が必要	洗顔、衣服の着脱などにも全部介助が必要。 1日2回のサービス利用が可能。	26万円
要介護4 (最重度の介護)	90分以上110分未満	身の回りの世話に介助が必要	1日2、3回のサービスが利用でき、痴呆では週5回の通所リハビリを含め毎日なんらかのサービス利用が可能	31万円
要介護5 (過酷な介護)	110分以上	意思の伝達が困難。生活全般に介助が必要	生活全般に全介助が必要で、早朝、夜間の訪問介護も含め、1日3～4回のサービスが利用できる。	35万円

◇要介護1以上であれば、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群（病院）の各施設に入所することができる。

(厚生省資料より作成)

20. 介護保険制度のサービス内容と平均的な自己負担額（厚生省試算）

区分	要介護区分 利用施設	介護に要する1日の 推計時間	心身の状態例	上限サービス費 (月額)	一般被保 険者	住民税 非課税 世帯	老齢福祉 年金受給 者
分	自立	——	介護保険でのサービスの対象外	——	——	——	
在宅 サ ー ビ ス	要支援	25分以上または30分未満 またはリハビリなどに10分	何かにつかまれば寝返りができる	6万円	6,000	6,000	6,000
	要介護1	30分以上50分未満	何かにつかまれば起き上がれる	17万円	17,000	17,000	15,000
	要介護2	50分以上70分未満	何かにつかまれば歩ける	20万円	20,000	20,000	15,000
	要介護3	70分以上90分未満	歩けない。入浴に介助が必要	26万円	26,000	25,000	15,000
	要介護4	90分以上110分未満	身の回りの世話に介助が必要	31万円	31,000	25,000	15,000
	要介護5	110分以上	意思の伝達が困難。生活全般に介助が必要	35万円	35,000	25,000	15,000
施設 サ ー ビ ス	特別養護老人ホーム			31.5万円	50,000	40,000	24,000
	老人保健施設			33.9万円	53,000	40,000	24,000
	療養型病床群			41.6万円	60,000	40,000	24,000

参考：医療保険福祉審議会答申（H11.4.19）より引用

21. 施設入所等に伴う医療費・措置費等の負担区分

	事業名	支払い額	負担区分			備考
			保険負担	公費負担	自己負担	
措置費	身体障害者療護施設	390,500	—	全額	費用負担 (所得税課税状況)	前年所得税により自己負担 0円～9万円まで
	知的障害者更生施設	215,900	—	全額	費用負担 (所得税課税状況)	前年所得税により自己負担 0円～5万円まで
	精神障害者入院医療		—	全額	費用負担 (所得税課税状況)	前年所得税が150万円ま では、自己負担0円
介護保険適用の場合	特別養護老人ホーム	315,000 食事代を含む	1割 271.000 食事 21.000	—	1割 27,100 食事 23,000	
	老人保健施設	339,000 食事代を含む	1割 295.000 食事 21.000	—	1割 29,500 食事 23,000	
	療養型病床群	416,000 食事代を含む	1割 372.000 食事 21.000	—	1割 37,200 食事 23,000	

※ 食事代 44,000円 (1カ月分) 負担金 760円 (1日当たり) × 30日 = 23,000円

